

上市町義務教育学校整備事業

実施方針（案）

令和8年4月

上市町

目 次

第 1 章 特定事業の選定に関する事項.....	1
第 1 節 事業内容に関する事項.....	1
1. 事業名称.....	1
2. 事業対象地.....	1
3. 対象となる公共施設等.....	1
4. 公共施設等の管理者等の名称.....	1
5. 本事業の目的.....	1
6. 教育基本構想.....	2
7. 学校コンセプト.....	3
8. 本事業の概要.....	4
9. 本事業の対象範囲.....	5
10. 付帯施設（付帯事業）について.....	6
11. 事業者の収入等.....	6
12. 光熱水費の負担.....	7
13. 事業スケジュール（予定）.....	8
14. 遵守すべき法制度等.....	8
15. 本事業の実施に関する協定等.....	8
第 2 節 特定事業の選定及び公表に関する事項.....	9
1. 基本的考え方.....	9
2. 評価方法.....	9
3. 選定結果の公表.....	9
第 2 章 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	10
第 1 節 募集及び選定方法.....	10
第 2 節 募集及び選定の手順.....	10
1. 募集及び選定スケジュール.....	10
2. 事業者の募集手続等.....	11
3. 落札者の決定及び公表.....	11
4. 落札者を決定しない場合.....	11
第 3 節 入札参加者の備えるべき参加資格要件.....	12
1. 入札参加者の構成等.....	12
2. 業務実施企業の参加資格要件.....	12
3. 入札参加者の制限.....	14
4. SPC の設立等.....	16
5. 参加資格要件の確認基準日.....	16

6. 上市町入札参加資格者登録簿に登録されていない者の参加.....	16
7. 入札参加者の変更.....	16
第4節 提案書類の取扱い.....	17
1. 著作権.....	17
2. 特許権等.....	17
3. 提案書類の返却.....	17
第5節 審査及び選定に関する事項.....	18
1. 提案等の審査.....	18
2. 審査委員会の設置.....	18
第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	19
第1節 責任分担に関する基本的な考え方.....	19
第2節 予想されるリスクと責任分担.....	19
第3節 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法.....	19
第4節 本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング.....	19
1. 提供されるサービスの水準.....	19
2. モニタリングの実施.....	19
3. モニタリングの時期.....	19
4. モニタリングの方法.....	20
5. モニタリングの結果.....	20
第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	21
第1節 立地に関する事項.....	21
第2節 施設要件.....	22
1. 整備対象施設.....	22
2. 運営対象施設.....	22
第5章 事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	23
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	24
第1節 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	24
第2節 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置.....	24

第3節 本町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	24
第4節 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置	24
第5節 金融機関と本町の協議（直接協定）	25
第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	26
第1節 法制上の措置	26
第2節 税制上の措置	26
第3節 財政上及び金融上の支援	26
第8章 その他特定事業の実施に関する必要な事項	27
第1節 本事業において使用する言語	27
第2節 議会の議決	27
第3節 入札に伴う費用負担	27
第4節 実施方針等に関する質問・意見の受付等	27
1. 実施方針（案）に関する質問及び意見の受付	27
2. 実施方針（案）に関する質問及び意見への回答	27
3. 実施方針及び要求水準書（案）に係る説明会	27
4. 実施方針及び要求水準書（案）に係る現地説明会	28
5. 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付	28
6. 実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話	28
7. 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見への回答	29
8. 特定事業の選定及び公表	29
9. 情報公開及び情報提供	29
10. 資料の閲覧	29
第5節 本事業に関する問合せ先	30

資料 1 リスク分担表

資料 2 事業予定地位置図

資料 3 敷地図

様式 1 実施方針（案）に関する質問及び意見書

様式 2 実施方針及び要求水準書（案）に係る説明会及び現地説明会申込書

様式 3 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見書

様式 4-1 個別対話参加申込書

様式 4-2 個別対話の議題

様式 5 閲覧資料貸出申込書兼誓約書

第1章 特定事業の選定に関する事項

第1節 事業内容に関する事項

1. 事業名称

上市町義務教育学校整備事業

2. 事業対象地

上市町義務教育学校整備事業（以下「本事業」という。）で施設整備の対象とする敷地は、現上市町立上市中学校敷地（富山県中新川郡上市町稗田1）及びB&Gプール跡地（富山県中新川郡上市町稗田1）（以下「事業予定地」とする。）である。

また、付帯事業（任意）として上市町義務教育学校の開校後における各小学校跡地について、利活用の提案を可とする。

3. 対象となる公共施設等

本事業で対象とする施設（以下「本施設等」という。）は、次に掲げるものとする。このうち、①②は新設であり、複合化した施設整備を行うものとし、①②を総称して「本施設」とする。③は事業予定地外に立地する既存施設であり、本事業において本施設と一体的に運営を行う施設とする。④は解体・撤去する。

- ① 上市町義務教育学校（以下「義務教育学校」という。）
- ② こども図書館（上市町立図書館分館）（以下「こども図書館」という。）
- ③ 上市町立図書館（以下「町立図書館」という。）
- ④ 上市町立上市中学校（以下「既存中学校」という。）

4. 公共施設等の管理者等の名称

上市町長 中川行孝

5. 本事業の目的

上市町（以下「本町」という。）では、出生数の減少により生じた複式学級を解消し、子どもたちの教育環境を整えるため、令和2年に町内の学校の統廃合についての議論を開始した。

令和3年には、町内全体を対象としたタウンミーティング「小学校のあり方について」を開催するとともに、保育所（園）や小学校の保護者を対象とした「小学校のあり方アンケート」を実施した。

令和4年には、「小学校のあり方について」校區別懇談会を開催し、小学校の適正規模等への見解、小学校のあり方アンケート結果、町内児童数の推移予測等に加え、小学校の学級編制と教員等の配置、義務教育学校と小中一貫教育校の違いについて説明し、町民の方々と意見交換を重ねてきた。

これらの経緯を経て、令和5年に学校教育審議会を開催し、令和6年1月の審議会からの答申を受け、町として町内小学校6校（相ノ木小学校、上市中央小学校、南加積小学校、宮川小学校、白萩西部小学校、陽南小学校）と町内中学校1校（上市中学校）を一つの学校に統合し、複合施設を備えた「地域に開かれた学校」として、義務教育学校を整備する方針となった。

令和7年3月に策定した「上市町義務教育学校基本計画」では、町民の方々を対象とした町民ワークショップやアンケート結果も踏まえ、上市町義務教育学校における教育の基本的な考え方や施設整備等の在り方をとりまとめた。

本事業は、本施設の整備及び運営にあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、民間の経営能力等の活用を図り、効率的かつ効果的な事業実施を図るものである。

6. 教育基本構想

義務教育学校の教育理念や教育目標についての教育基本構想は次のとおりである。

義務教育学校 教育基本構想

【教育理念】 仰剣立志（ぎょうけんりっし）

【教育目標】 ふるさとに誇りをもち、未来を生きぬく人材の育成

これからの変化の激しい時代を生きる子どもたちには、「多様性を認め合い、協力し合って課題解決にあたらうとする態度」、「物事にねばり強く挑戦する力」、そして「新しい自己を創造する力」が求められています。

剣岳を仰ぐ自然豊かな環境の中で育まれた個性を生かし、それぞれが夢や希望をもって、しなやかに未来を切り拓いていく人材に育ててほしいという願いを込めています。

現段階では、義務教育学校では次のことに重点をおいて豊かな心、健やかな身体、主体的に学び続ける力を培っていきます。

教育目標重点項目

1. 豊かな自然を活かしたふるさと教育の推進

剣岳の麓に広がる上市の自然環境や文化・産業などの地域資源を活用し、地域の歴史や伝統、自然の大切さについて学ぶことにより、子どもたちのふるさとへの誇りを育むとともに、地域づくりへの参画を促します。

2. 9年間の子どもの育ちを見通した小中一貫教育の推進

9年間の教育課程の区切りをこれまでの6-3制から、より子どもの発達段階に合った4-3-2制に移行し、発達段階ごとの学びの環境を整備するとともに、各学年、各発達段階そして9年間で目指す子どもの育ちを具体化し、共通理解と連携を図ることにより、子どもたちの成長を支援します。

3. 1年次からの外国語（英語）活動と国際理解教育の充実

様々な価値観を持つ人々とのコミュニケーションやディスカッションを通して、課題発見・課題解決ができる子どもたちを育むために、9年間のカリキュラムの中で、英語の基礎知識の育成と、民族・文化の多様性を理解し、受容できるグローバルマインドの育成を図ります。

4. 一人一人の教育的ニーズに応じた支援・配慮の充実

就学児健診や各種相談等を通して、子どもたち個々の特性を理解し、学校内外との連携のもと一人一人に必要な支援や合理的配慮を行うことにより、子どもたちが安心して楽しく学ぶことができる環境を整備します。

5. 1～9年次までの児童・生徒による異学年活動の推進

子どもたちが縦割り活動などの多様な異学年交流活動の実施を通して、信頼や思いやりなどの人間性を育むとともに、様々な視点での考え方や価値観を理解し、話し合い協力していくことにより、未来をいきぬくために必要な社会性を培います。

6. 学校、家庭、地域がつながる地域学校協働活動の推進

町内の小中学校がひとつにまとまる義務教育学校において、学校、家庭、そして地域がつながること、そして学校施設を核にしたまちづくりを進めるために、コミュニティースクールによる協働活動を推進し、子どもたちにとってよりよい教育環境を創出します。

※学年区分については4-3-2制を導入することとします。

7. 学校コンセプト

上市町義務教育学校基本計画において定める学校コンセプトは次のとおりである。

① 剣岳とぬくもり

上市町のシンボルであり町民が誇りとする「劔岳」。子どもたちが義務教育学校の校舎・校庭から劔岳を仰ぎ見て、豊かな自然と郷土のぬくもりを感じるができる学びの空間を整備します。

② 楽しい学び

子どもたちが自発的に意欲をもって、楽しく学習や活動に取り組めるように、子どもたち一人一人、またはグループ、それぞれの探究や学び合いに応じて活用ができる可変的な学習環境を整備します。

③ 多様性

子どもたちが自分と他者との違い、文化の違いについて考え、自らのアイデンティティを確立し、それぞれを認め共に生きていくことを学ぶことができる学習環境、生活環境を整備します。

④ 児童・生徒の交流

1年次から9年次までの子どもたちが学年を超えて遊び、ふれあうことで、子どもたちが優しさや憧れをもち育っていくための学びと交流の空間を整備します。

⑤ 地域との交流

学校と地域がつながることで、子どもたちと地域がつながり、そのつながりの中で子どもたちの学びが生まれます。安全を確保しながら、学校施設を出来る限り地域に開放することで、地域や子育て世代との交流が育まれる空間を整備します。

8. 本事業の概要

(1) 事業方式

本事業は、本施設の管理者等である本町が、民間事業者（以下「事業者」という。）と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、本施設の設計及び建設等の業務を行い、本町に所有権を移転した後、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式として、PFI手法によるBTO（Build Transfer Operate）方式又はDBO（Design Build Operate）方式により実施する。

（以降の記述はPFI手法を用いた場合を前提とするが、DBO方式を採用した場合においても原則として同様とする。）

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和29年3月末日までとする。

(3) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、本施設から速やかに退去すること。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に本町が本施設について継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約3年前から本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本町に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

9. 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりとする。

(1) 設計業務

- ア 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査等）
- イ 設計業務
- ウ 電波障害調査業務
- エ 本事業に伴う各種申請等の業務（補助金等申請支援業務を含む）
- オ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 建設・工事監理業務

- ア 建設業務
- イ 什器・備品等の調達・設置業務
- ウ 既存中学校校舎等の解体・撤去業務
- エ 工事監理業務
- オ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む）
- カ 電波障害対策業務
- キ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備等保守管理業務（厨房機器の保守管理を含む。）
- ウ 什器・備品等保守管理業務
- エ 外構等維持管理業務
- オ 環境衛生・清掃業務
- カ 警備保安業務
- キ 修繕業務（※）

ク 用務員業務

ケ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※建築物、建築設備等に係る大規模修繕は、本町が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成 5 年版）の記述に準ずる。）。

(4) 運營業務

ア 給食調理業務

イ 学校開放施設の運營業務

ウ 学校図書館・こども図書館・町立図書館運營業務

エ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

10. 付帯施設（付帯事業）について

事業者は、本施設の整備・運営等に係る事業の実施に資する事業で、本施設の用途及び目的を妨げない範囲において、事業予定地の余剰地又は余剰容積の有効活用により、地域コミュニティの活性化、地域経済への貢献、防災機能、または効率的な行政運営等に資する付帯施設を独立採算にて整備・運営することができる。

また、事業者は、義務教育学校の開校後、各小学校の跡地を活用した事業について、提案することができる。この場合、既存校舎の活用も可能とし、事業者は、独立採算にて整備・運営を行うものとする。

この付帯施設（付帯事業）は、事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務づけるものではない。なお、法的規制条件や目的とする公共事業の趣旨との適合性の観点から実施可能な範囲について制限がある場合があるため、付帯施設（付帯事業）について提案を予定する事業者は、事前に（提案書の提出前に）提案内容について本町関係課等と協議の上、同意を得るものとする。

なお、余剰地を活用する場合は、事業用定期借地権設定契約を締結する。

11. 事業者の収入等

(1) 本町からのサービス対価

本町からのサービス対価は、次のとおりとする。

ア 建設・工事監理業務の対価

本町は、本施設の設計業務、建設・工事監理業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより事業者に対して、事業期間終了時までの間、一時的及び定期的に支払う。

イ 維持管理・運営業務の対価

本町は、本施設の維持管理及び運営業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるところにより事業者に対して、本施設引渡し後から事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

12. 光熱水費の負担

給食調理業務における維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費は、事業者が負担する。給食調理業務以外の維持管理及び運営業務の実施に係る光熱水費は、本町が直接支払う。本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。

13. 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは以下を予定する。

ただし、実施設計業務の着手は令和10年4月以降とする。

事業契約締結日	令和9年9月頃
事業期間	事業契約締結日～令和29年3月末日
設計・建設期間	・1期工事：事業契約締結日～令和13年6月末日 ・2期工事：令和13年9月1日～令和14年11月末日 ・3期工事：令和14年12月1日～令和15年7月末日
施設引渡し日	・1期工事：令和13年6月末日 ・2期工事：令和14年11月末日 ・3期工事：令和15年7月末日
開業準備期間	事業者が提案した日～運営期間の開始前日
供用開始日	・中学校新校舎：令和13年9月1日 ・義務教育学校（開校）及びこども図書館：令和14年4月1日 ・屋外施設等を含む全面：令和15年8月1日
維持管理期間	各施設引渡し日～令和29年3月末日
運営期間	・学校給食調理業務：中学校新校舎供用開始日～令和29年3月末日 ・学校開放施設の運営業務及び学校図書館・こども図書館・町立図書館運営業務：義務教育学校（開校）及びこども図書館供用開始日～令和29年3月末日

※1期工事：屋外施設等を除く本施設の整備

※2期工事：既存中学校校舎等の解体・撤去

※3期工事：屋外施設等の整備

※本施設の整備にあたり、仮設校舎の利用は想定していない。

14. 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

15. 本事業の実施に関する協定等

本町は、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、以下の協定等を締結する。なお、詳細については入札公告時に示す。

(1) 基本協定

本町は、落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とする。

(2) 事業契約

本町は、事業者が本事業を実施するために設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）との間で、基本協定の定めるところにより、本事業を実施するために必要な一切の事項を定めた仮事業契約（事業契約書、要求水準書及び事業者が提案した事業内容をその内容として含む。）を締結し、上市町議会の議決を経た後に、本契約を締結する。事業者は、当該事業契約に基づいて本事業を実施するものとする。

第2節 特定事業の選定及び公表に関する事項

1. 基本的考え方

本町は、PFI法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号、平成27年一部改正）、VFM（Value for Money）に関するガイドライン（令和5年6月2日改定）を踏まえ、本事業をPFI手法により実施することにより、サービスが同一の水準にある場合においては、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた本町の財政負担の縮減が期待できる場合、又は、財政負担が同一の水準である場合においては、サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

2. 評価方法

本町の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等を適切に調整した上で、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

本町が提供を受けるサービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

3. 選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業と選定した場合は、その結果を、評価の内容と合わせ、本町ウェブサイトにおいて公告その他の手続きをもって速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価に基づき、特定事業としての選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

第2章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

第1節 募集及び選定方法

本事業では、設計、建設・工事監理、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。したがって、事業者の選定は、入札価格に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

第2節 募集及び選定の手順

1. 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和8年9月下旬	入札の公告、入札説明書等の公表
令和8年10月上旬	入札説明書等に関する説明会の開催
令和8年10月上旬	入札説明書等に関する第1回質問及び個別対話受付締切
令和8年10月下旬	入札説明書等に関する第1回個別対話
令和8年11月中旬	入札説明書等に関する第1回質問・回答及び個別対話結果の公表
令和8年11月下旬	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
令和8年12月下旬	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表
令和9年1月中旬	入札説明書等に関する第2回個別対話受付締切
令和9年2月上旬	入札説明書等に関する第2回個別対話
令和9年2月上旬	参加表明書及び資格審査書類の受付締切
令和9年3月上旬	入札説明書等に関する第2回個別対話結果の公表
令和9年4月上旬	入札及び提案に係る書類の受付締切
令和9年6月中旬	事業者のプレゼンテーション及びヒアリング
令和9年7月上旬	落札者の決定及び公表
令和9年7月中旬	基本協定の締結
令和9年8月中旬	仮事業契約の締結
令和9年9月中旬	本契約の締結（町議会の議決）

2. 事業者の募集手続等

(1) 入札公告及び入札説明書等に関する説明会の開催

本町は、特定事業の選定を踏まえ、令和8年9月下旬頃に、入札の公告を行い、入札説明書等を本町ウェブサイトにおいて公表するとともに、その説明会を開催する。

(2) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間：第1回 入札説明書等公表の日から令和8年10月上旬頃まで
第2回 第1回質問及び意見への回答の日から令和8年11月下旬頃まで
- イ 受付方法：第8章第5節に記載の問合せ先に、原則Eメールにより提出すること。
質問への回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

(3) 入札説明書等に関する個別対話

入札説明書等に関する第1回個別対話を令和8年10月下旬、第2回個別対話を令和9年2月上旬頃に実施予定である。実施内容の詳細については、入札説明書等において示す。

(4) 参加表明書及び資格審査書類の受付

本事業への参加表明書及び資格審査書類を令和9年2月上旬に受け付ける。資格審査の結果は、入札参加者に通知する。

(5) 入札及び提案に係る書類の受付

資格審査通過者に対し、本事業に関する入札書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を令和9年4月上旬までに提出するよう求める。

入札の場所及び提案に必要な書類は、入札説明書等において示す。

3. 落札者の決定及び公表

令和9年7月上旬頃に落札者を決定し、本町ウェブサイトにおいて公表する。

4. 落札者を決定しない場合

本町は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でない判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

第3節 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1. 入札参加者の構成等

- (1) 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。
- (2) 代表企業又は構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として入札参加グループに位置付け、参加表明書において明記すること。また、参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- (3) 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、本事業を実施する SPC を仮事業契約締結時まで設立するものとする。なお、代表企業は、入札参加グループ中最大の出資割合を負担するものとする。
- (4) 代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担するものとする。
- (5) 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- (6) 付帯事業の提案を行う場合、付帯事業を実施する企業については、付帯施設実施企業として入札参加グループに位置付け、参加表明書において明記すること。なお、付帯施設実施企業が代表企業、構成企業又は協力企業となることは妨げない。
- (7) 本町は、上市町内に本社・支社・支店を置く企業が入札参加グループ又は入札参加グループから直接業務を受託する下請け企業として本事業に加わる等、地元経済貢献への配慮を期待している。

2. 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、上市町入札参加資格者登録簿に登録されており、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者（事業者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者）は、それぞれ以下に示す要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びその関連企業は、工事監理業務を行うことはできない。

(1) 設計業務を行う者

設計業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すア、イの要件については、全ての企業が満たし、ウの要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

- ア 上市町入札参加資格者登録簿に登録されており、申請業種が建築関係建設コンサルタント業務であること。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ウ 平成23年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、延べ面積3,000㎡以上の官公庁が発注した小学校、中学校又は義務教育学校（新築又は改築）の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有していること。

(2) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、以下に示すア、イ及びウの要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

- ア 上市町入札参加資格者登録簿に登録されており、申請業種が建築工事であること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- ウ 平成23年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、延べ面積3,000㎡以上の官公庁が発注した小学校、中学校又は義務教育学校の建築一式工事（新築又は改築）を元請（共同企業体にあつては代表者に限る）で施工した実績（竣工したものに限る）を有していること。

(3) 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示すア、イの要件については、全ての企業が満たし、ウの要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

- ア 上市町入札参加資格者登録簿に登録されており、申請業種が建築関係建設コンサルタント業務であること。
- イ 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ウ 平成23年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、延べ面積3,000㎡以上の官公庁が発注した小学校、中学校又は義務教育学校（新築又は改築）の工事監理実績を有していること。

(4) 維持管理業務を行う者

維持管理業務を行う者は、以下に示す要件を全て満たさなければならない。なお、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合、以下に示すア、イの要件については、全ての企業が満たし、ウの要件は、少なくとも1社が満たさなければならない。

- ア 上市町入札参加資格者登録簿に登録されていること。
- イ 維持管理業務の実施にあたり、必要な資格（許可登録及び認定等）を有すること。
- ウ 平成23年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、公共施設又はオフィスビルの2年以上の維持管理業務の実績を有する者であること。

(5) 運營業務を行う者

運營業務を行う者は、以下に示す全ての要件を満たさなければならない。

- ア 上市町入札参加資格者登録簿に登録されていること。
- イ 給食調理業務を行う者は、以下に示す全ての要件を満たすこと。
 - (ア) 平成23年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、学校給食センター又は調理施設を有する小学校、中学校若しくは義務教育学校において、集団給食業務の実績を有していること。
 - (イ) HACCPに対する相当の実績等を有していること。なお、「HACCPに対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設の運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有していること等をいう。
 - (ウ) 学校給食センター又は調理施設を有する小学校、中学校若しくは義務教育学校において、調理業務の経験が3年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、調理責任者として、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置できること。
- ウ 学校開放施設の運營業務を行う者は、平成23年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、公共施設又は民間施設の2年以上の運營業務の実績を有していること。
- エ 学校図書館・こども図書館・町立図書館運營業務を行う者は、平成23年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、図書館法第2条第2項に基づく公立図書館の2年以上の運營業務の実績を有していること。

3. 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当す

- る者。
- (2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
 - (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
 - (5) 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
 - (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
 - (7) 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、上市町建設工事等指名停止要領（平成 7 年上市町訓令第 4 号。以下「参加資格停止要綱」という。）に基づく資格停止の措置の対象者。
 - (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
 - (9) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・ 株式会社 建設技術研究所
 - ・ シリウス総合法律事務所
 - ・ 株式会社 学校文化施設研究所
 - ・ 永井公認会計士事務所
 - (10) 第 2 章第 5 節に記載の審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、実施方針（案）公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。

- (11) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (12) 入札参加者のいずれかで、他の入札参加者として参加している者。また、入札参加者のいずれかで、他の入札参加者と資本面又は人事面において関連がある者。ただし、運營業務を行う者のうち、給食調理業務を実施する協力企業として本事業に参加しようとする者、及び学校図書館・こども図書館・町立図書館運營業務を実施する協力企業として本事業に参加しようとする者は、複数の入札参加者の協力企業となることができる。なお、本町が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。
- (13) 上市町暴力団排除条例（平成 24 年 4 月 1 日施行）第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として富山県暴力団排除条例に関する規則で定める者。

4. SPC の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を上市町内に設立すること。なお、事業予定地内に設立することは不可とする。

SPC の株式については、事前に書面により本町の承諾を得た場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

5. 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

6. 上市町入札参加資格者登録簿に登録されていない者の参加

上市町入札参加資格者登録簿に登録されていない者は、本件入札に参加を希望する場合に限り、登録の申請を受け付けるものとする。登録申請を希望する者は、令和 8 年 8 月 3 日（月）から同年 12 月 28 日（月）までの間（祝祭日その他上市町役場の閉庁日及び閉庁時間を除く。）に競争入札参加資格審査申請書等関係書類を上市町財務課管理班へ提出すること。

7. 入札参加者の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業、協力企業及び付帯施設実施企業については、資格・能力等の面で支障がないと本町が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

第4節 提案書類の取扱い

1. 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と本町が認めるときは、本町は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本町が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

2. 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

3. 提案書類の返却

契約に至らなかった入札参加者の提案書類は、原則として返却する。

第5節 審査及び選定に関する事項

1. 提案等の審査

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。提案審査では、性能、提案価格の審査を行う。

各審査の主な内容は、次のとおりとする。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運営業務の提案に関する審査 入札参加者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

2. 審査委員会の設置

事業者の選定に当たり、本町に学識経験者等で構成する「上市町義務教育学校整備事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

審査委員会の委員は、決定後すみやかに公表する。

第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

第1節 責任分担に関する基本的な考え方

本町と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉かつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

第2節 予想されるリスクと責任分担

本町と事業者のリスク分担の考え方は、資料1に示す「リスク分担表」のとおりである。具体的内容については、事業者からの意見を踏まえた上で、入札説明書等のなかで改めて提示する。

第3節 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本町及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、本町と事業者が分担して負担することとし、その負担方法については事業契約書（案）を前提とし、詳細については入札公告時に示す。

なお、本町及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

第4節 本町による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

1. 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書において示す。

2. モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本町でモニタリングを行う。

3. モニタリングの時期

本町が行うモニタリングは、設計時、建設時、維持管理時及び運営時の各段階において実施する。

4. モニタリングの方法

モニタリングは、本町が提示した方法にしたがって本町が実施する。事業者は、本町からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

5. モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本町から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

第1節 立地に関する事項

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

所在地	富山県中新川郡上市町稗田 1
敷地面積	34,357.96 m ² (現上市町立上市中学校敷地) 及び 1,658.20 m ² (B & G プール跡地)
都市計画	都市計画区域内 (非線引き)
用途地域等	指定なし
建蔽率/容積率	60%/200%
防火地域	指定なし
その他地域地区	指定なし
接道道路幅員	西側：約 12.5m (町道法音寺・館線) 北側：約 3.6m (町道上市中学校環状線) 東側：約 6.4m (町道上市中学校環状線) 南側：約 5.0m (町道湯神子・中学校線) ※北側は令和 8 年度、東側は令和 9 年度、南側道路は令和 10 年度までに、町にて中学校敷地側に幅員 9.5m (車道：7.0m、歩道：2.5m) に拡幅 (予定)
インフラ整備状況	給水：既存施設へは、西側道路 (町道法音寺・館線) 本管 (φ150mm) より取水 汚水排水：南側道路 (町道湯神子・中学校線) (φ250mm)、西側道路 (町道法音寺・館線) (φ200mm)、東側道路 (町道上市中学校環状線) (φ200mm) に既存污水管あり 都市ガス：なし
交通アクセス	富山地方鉄道本線の上市駅から約 1.2km 上市駅より徒歩約 17 分、車約 7 分 付近のバス停：町営バス「保健福祉総合センター」
遺跡	遺跡試掘調査を踏まえ、遺構保護のため、敷地内の一部範囲内においては、校舎等の大規模な建築物の建設は不可

なお、事業予定地内の既存中学校の概要は、次のとおりである。

名称	上市町立上市中学校
校舎等床面積 (主構造・階数)	約 11,042 m ² 校舎 (RC 造・4 階)、体育館 (S 造・4 階)、クラブハウス、自転車置き場、ポンプ室等
その他	テニスコート、グラウンド

第2節 施設要件

1. 整備対象施設

本事業で整備対象とする施設は、次のとおりである。なお、詳細については、要求水準書にて提示する。

表 4-1 本事業における整備対象施設（本施設）

施設名	諸室名
普通教室	通常学級、特別支援学級
特別教室	メディアスペース、理科室、美術図工室、技術室、家庭科室、音楽室、外国語学習室、多目的スペース、多目的ホール、学校図書館又は図書スペース及びこども図書館（複合施設）等
管理諸室	職員室・事務室、会議室、保健室等
共用部	昇降口、給食室、防災備蓄倉庫、トイレ、（仮称）地域連携推進室（複合施設）等
別棟施設	体育倉庫、屋外トイレ
体育施設 (災害時は避難施設)	大体育館、小体育館
屋外施設等	グラウンド、公園、スクールバス（乗降スペース等）、駐車場、駐輪場等

※ 延床面積：13,567 m²程度（生徒や教職員の使用に支障がなく共用できる計画であれば、その面積の減少を認める。）

※ 駐車場：計 160 台程度（一般用 100 台、職員用 60 台）

※ 災害時は体育館の他に小規模な避難施設を計画する（整備対象施設と共用可能）。

※ 児童生徒がスクールバスを待っている間、学びと交流の空間として活用できる特別教室等を計画する（整備対象施設と共用可能）。

2. 運営対象施設

本事業で運営対象とする施設は、整備対象施設である本施設に加えて、事業予定地外の町立図書館である。町立図書館の概要は次のとおりである。なお、詳細については、要求水準書にて提示する。

名称	上市町立図書館
所在地	富山県中新川郡上市町南町 19 (生涯学習会館 2 階)
床面積	約 785 m ²
主な諸室	一般閲覧コーナー、書架、書庫、学習室、対面朗読室、事務室
蔵書数	85,450 冊 (R4 年度)
年間利用者数	32,301 人 (R5 年度)

第5章 事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約等又は基本協定の解釈について疑義が生じた場合、本町と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置に従うものとする。

また、事業契約に関する紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

第1節 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、本町又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

第2節 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

1. 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本町は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本町は、事業契約を解約することができる。
2. 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本町は、事業契約を解約することができる。
3. 前2号により事業契約が解約された場合、事業契約に定めるところに従い、本町は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

第3節 本町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

1. 本町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。
2. 前号により事業契約が解約された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は本町に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

第4節 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

1. 不可抗力その他本町又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本町及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
2. 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本町又は事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
3. 前号の規定により本町又は事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約の定めるところに従うものとする。
4. 不可抗力の定義については、入札説明書等公表時に示す。

第5節 金融機関と本町の協議（直接協定）

本町は、本事業の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

第1節 法制上の措置

本事業に関する法制上の優遇措置等は想定していない。

第2節 税制上の措置

本事業に関する税制上の優遇措置等は想定していない。

第3節 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、本町は、これらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

本町は、事業者に対する出資等の支援は行わない。

なお、本町は、国等からの補助金等（文部科学省 公立学校施設整備費負担金、国土交通省 都市構造再編集中支援事業交付金、総務省 緊急防災・減災事業債、農林水産省（林野庁） 森林環境譲与税交付金、富山県農林水産部森林政策課 木の香るとやまの街づくり事業等を予定）の財源措置を受けることを想定している。事業者は、本町が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

第8章 その他特定事業の実施に関する必要な事項

第1節 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

第2節 議会の議決

本町は、債務負担行為の設定に関する議案を令和8年9月町議会定例会に、また、事業契約の締結に関する議案を令和9年9月町議会定例会に提出する予定である。

第3節 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

第4節 実施方針等に関する質問・意見の受付等

1. 実施方針（案）に関する質問及び意見の受付

本町は、実施方針（案）に関する質問及び意見を、以下のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間：令和8年4月27日（月）～令和8年5月13日（水）正午まで
- (2) 受付方法：「実施方針（案）に関する質問及び意見書」（様式1）に必要事項を記載の上、第8章第5節に記載の問合せ先にEメールにより提出すること。

2. 実施方針（案）に関する質問及び意見への回答

本町は、実施方針（案）に関する質問及び意見への回答を、令和8年6月中旬に、本町ウェブサイトにおいて公表する。なお、提出された質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き公表する。

3. 実施方針及び要求水準書（案）に係る説明会

本町は、本事業への参加を予定している者に対し、実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会を以下のとおり実施する。なお、現地の出席者は、1社につき3名以内とする。

- (1) 実施日：令和8年6月22日（月）14：30～15：15
- (2) 参加形式：下記の開催場所もしくはWEBでの参加とする。
- (3) 開催場所：上市町役場庁舎3階 第5会議室
※WEB参加については、下記の申請者に対して後日URLを案内する。
- (4) 受付期間：令和8年6月18日（木）正午まで
- (5) 受付方法：「実施方針及び要求水準書（案）に係る説明会及び現地説明会申込書」（様式2）に必要事項を記載の上、第8章第5節に記載の問合せ先にEメールにより提出すること。

4. 実施方針及び要求水準書（案）に係る現地説明会

本町は、本事業への参加を予定している者に対し、現地説明会を以下のとおり実施する。

- (1) 実施日：令和 8 年 6 月 22 日（月）
15：30～16：30（実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会の終了後、移動し、現地説明会を行う。）
- (2) 開催場所：現地説明会 事業予定地（上市中学校、絵本室）
- (3) 受付期間：令和 8 年 6 月 18 日（木）正午まで
- (4) 受付方法：「実施方針及び要求水準書（案）に係る説明会及び現地説明会申込書」（様式 2）に必要事項を記載の上、第 8 章第 5 節に記載の問合せ先に E メールにより提出すること。

5. 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見の受付

本町は、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見を、以下のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間：実施方針及び要求水準書（案）の公表の日～令和 8 年 6 月 23 日（火）17:00 まで
- (2) 受付方法：「実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見書」（様式 3）に必要事項を記載の上、第 8 章第 5 節に記載の問合せ先に E メールにより提出すること。

6. 実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話

事業者の意見を聴取し、必要に応じて特定事業の選定や入札説明書等に反映することを目的として、本町と事業者との個別対話を実施する。

- (1) 実施日：令和 8 年 6 月 30 日（火）、7 月 1 日（水）
- (2) 集合場所：上市町役場庁舎 3 階 第 4 会議室
- (3) 参加資格：本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は現地参加を 5 名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の現地参加人数は合計で 10 名以内とする。ただし、個別対話は、Web 形式での参加も可とし、その場合人数制限は設けない。その際、事業者が使用する Web 会議用の資機材は事業者が準備すること。開催場所での、マイク及びスピーカー等の Web 会議用の資機材は町で準備する。
- (4) 受付期間：令和 8 年 6 月 23 日（火）17:00 まで
- (5) 受付方法：「個別対話参加申込書」（様式 4-1）及び「個別対話の議題」（様式 4-2）に必要事項を記載の上、第 8 章第 5 節に記載の問合せ先に E メールにより提出すること。日時等については、参加申込のあった者全てに個別に連絡する。
- (6) 位置づけ等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、

当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、本町ウェブサイトにおいて公表する。

7. 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見への回答

本町は、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見への回答を、令和8年7月中旬に、本町ウェブサイトにおいて公表する。なお、提出された質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き公表する。

8. 特定事業の選定及び公表

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見を踏まえ、特定事業の選定を行い、令和8年9月下旬に、本町ウェブサイト上で公表する。

9. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、本町ウェブサイトにおいて公表する。

10. 資料の閲覧

要求水準書（案）の閲覧資料の閲覧を、以下のとおり行う。閲覧を希望するものは、事前に第8章第5節に記載の問合せ先に連絡すること。

- (1) 閲覧期間：要求水準書（案）の公表の日～令和9年4月上旬頃
（閉庁日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- (2) 閲覧場所：第8章第5節に記載の問合せ先
- (3) 資料の貸出：CDにて貸出す。希望者は、「閲覧資料貸出申込書兼誓約書」（様式5）を提出すること。

第5節 本事業に関する問合せ先

本事業に関する問合せ先は、次のとおりとする。

上市町教育委員会事務局 学校建設室

所在地：〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺1番地

TEL：076-472-2491

FAX：076-473-2085

E-mail：g.kensetsu@town.kamiichi.toyama.jp

上市町ウェブサイトアドレス

<https://www.town.kamiichi.toyama.jp/>

資料 1：リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本町	事業者	
1	入札関連書類	入札説明書等の入札関連書類の誤り・変更	●		
2	応募費用	応募費用に関するもの		●	
3	契約締結	本町事由による契約締結の遅延、締結不能	●		
4		事業者事由による契約締結の遅延、締結不能		●	
5		PFI 契約に関する議会承認が得られない場合の契約締結の遅延、締結不能	●	●	
6	行政	本町の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●		
7	税制度	事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●	
8		上記以外のもの（消費税の変更を含む。）	●		
9	法制度	本事業に直接関わる法制度の新設・変更等（許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む。）	●		
10		上記以外のもの		●	
11	共通	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		●	
12		許認可 ※制度変更は 法制度リスク に含む。	上記のうち、本町が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
13		本町が取得すべき許認可の未取得・取得遅延・失効	●		
14		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●	
15		公的支援制度 ※制度廃止や 条件変更等は 法制度リスク に含む	本町が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
16		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●	
17	住民対応	本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●		
18		事業者が実施する業務に起因するもの		●	
19	環境問題	調査、設計、建設、解体、維持管理、運営における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関する対応		●	
20	第三者賠償	事業者の事由による第三者への賠償		●	
21		本町の事由による第三者への賠償	●		
22		上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償	●	▲	
23	不可抗力	戦争、天災、暴動、疫病等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設・解体・維持管理に係る費用の増加その他の損害	●	▲	
24	金利変動	建中金利の変動		●	
25		基準金利における一定基準以上の見直しに伴う変動	●		
26	物価変動	運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加	●	▲	

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本町	事業者	
27	共通	維持管理・運営期間中の物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減	●	▲	
28		資金調達	本町が実施する資金の確保に関するもの	●	
29			上記以外の資金の確保に関するもの		●
30		要求水準	事業者の実施するすべての業務における性能未達や瑕疵、不履行によるもの		●
31			上記以外のもの	●	
32		インフラ供給	事業者の事由によるもの		●
33			本町の事由によるもの（本町が供給元の場合を含む。）	●	
34		債務不履行	本町の債務不履行による事業中断・中止	●	
35			事業者の債務不履行による事業中断・中止		●
36		事業の中断	本町の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	●	
37			事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害		●
38			法令変更等、両者の事由によらない事業中断に伴う損害	●	●
39	測量・調査	本町が実施した測量・調査に関するもの	●		
40		事業者が実施した測量・調査に関するもの		●	
41	設計	本町が提示した条件の誤りや要求事項の変更などによる設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延など	●		
42		事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延など		●	
43	地下埋設物	予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●		
44		上記以外のもの		●	
45	土地の瑕疵	調査資料等で予見できることに関するもの		●	
46		土地の瑕疵（土壌汚染等）に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●		
47	工事費用増大 （解体・撤去を含む）	提示条件の誤りや本町の追加指示、本町の事由による工事費の増大	●		
48		事業者の見積もりの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による費用の増大		●	
49	工期遅延	本町の事由による工期の遅延	●		
50		事業者（下請業者を含む。）の事由による工期の遅延		●	
51	計画変更	施設完成前に町が発案した軽微な変更		●	
52		施設完成後に町が発案したレイアウト等の変更・改修	●		

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本町	事業者	
53	引渡前施設損害	本町の事由による施設の損害	●		
54		事業者の事由による施設の損害		●	
55		上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲	
56		工事監理	工事監理の不備によるもの		●
57		一般的損害	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●
58		引渡し手続き	施設の引渡しの手続きに伴う諸費用に関するもの		●
59	維持管理・運営費用上昇	本町の指示による維持管理・運営業務の変更等に起因する維持管理・運営費の増大	●		
60		事業者の計画・見積の誤りなど、事業者の事由による維持管理・運営費用の上昇（物価変動は除く）		●	
61		支払遅延	本町の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	●	
62		計画変更	本町の事由による事業実施条件の変更	●	
63			事業者の提案・要望による維持管理・運営業務の変更に関するもの		●
64		配食数増減（需要変動）	本町の要請による配食数増加に伴う事業者の増加費用の負担	●	▲
65			児童生徒数の減少による給食数の減少に伴う運営業務自体の収益の増減	▲	●
66			食べ残し等による残渣の変動（本町作成の献立による影響を含む。）	●	▲
67		異物混入（食中毒）	本町が実施する業務に起因するもの	●	
68			事業者が実施する業務に起因するもの		●
69	上記以外の第三者等の事由によるもの		●	▲	
70	食物アレルギー対応	本町が実施する業務に起因するもの	●		
71		事業者が実施する業務に起因するもの		●	
72		突発的な発症(事前の把握が困難な食物アレルギー物質による場合)	●		
73	図書館資料盗難・紛失・破損	本町の事由によるもの	●		
74		管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		●	
75		上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲	
76	技術革新	図書館情報システムの更新に関するもの		●	
77		図書館情報システムの陳腐化に関するもの	●		
78	運営中の事故	一般利用による利用者の事故		●	

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本町	事業者
79	施設損害	事業者の事由による施設の損害		●
80		本町の事由による施設の損害	●	
81		上記以外の第三者等の事由による施設の損害	●	▲
82	施設瑕疵	施設に補修を要する瑕疵が見つかった場合		●
83	施設譲渡	事業期間終了時の施設引渡しの際に、各種サービスが継続可能な状態にするための費用		●
84	移管 続	事業の終了手 事業期間終了に伴う業務移管、事業会社清算等の事業者が実施すべき事業の終了手続きの不備による損害		●

●は主分担、▲は従分担を表す。

※付帯事業（任意）は、本表によらず、すべて事業者のリスク負担とする。

資料 2 : 事業予定地位置図



※出典：国土地理院地図より作成

図 1 事業予定地位置図

資料 3 : 敷地図

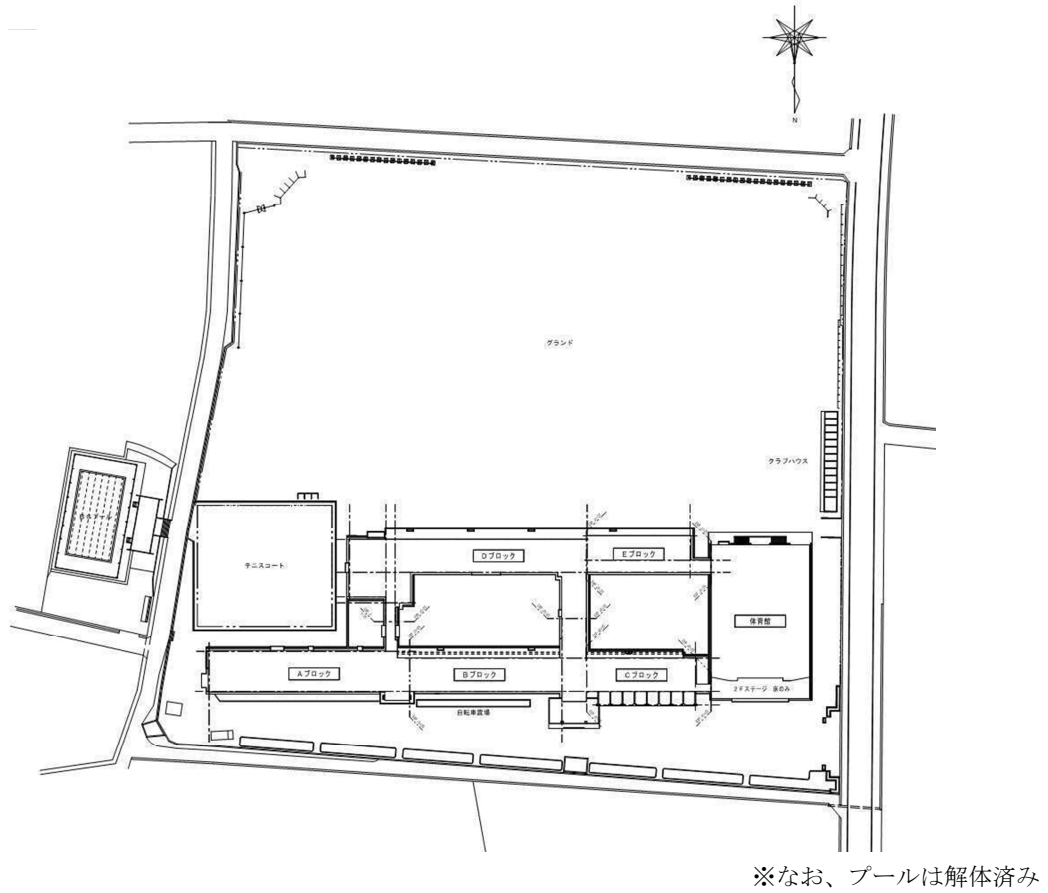


図 2 敷地図